

ほがらか居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社セカンドが開設する「ほがらか居宅介護支援事業所」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業所の事業(以下「事業」という。)が、介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して業務を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ほがらか居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 広島市佐伯区五日市七丁目14番10号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- (2) 介護支援専門員 3名

(常勤兼務職員1名、常勤職員1名、非常勤職員1名)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、8月13日から16日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 要介護状態の軽減・悪化の防止に資するよう行う。そのため医療サービスとの連携に配慮する。
- (2) 要介護者の日常生活自立支援の観点から、個別の状況に応じて継続的・計画的にサービス提供が行われるようにする。
- (3) 第2条に基づき、居宅サービス計画作成及びその一連業務(アセスメント・サービス担当者会議・モニタリング等)は適切に行う。
- (4) 支援の過程で得られた情報及び記録は、個人情報保護法を遵守し、記録の保存は5年間とする。

(5) 相談場所及び担当者会議場所は、第3条に規定する事業所内とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、路程1キロメートル当たり18円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、広島市、廿日市市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持)

第9条 介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしてはならない。

2 第1項の守秘義務は、利用者の支援終了後も継続するものとする。

3 あらかじめ文書により利用者の同意をえた場合は、前項規定にかかわらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとする。

(苦情解決)

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を作成し、その手順に沿い円滑かつ適切に処理を行う。

(高齢者虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における高齢者虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、高齢者虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

(身体拘束等の適正化の推進)

第12条 事業所は、利用者またはほかの利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

(業務継続に向けた取り組みについて)

第13条 感染症や自然災害が発生した場合においても利用者が継続して居宅介護支援が受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

(ハラスメントへの対応)

第14条 利用者からの常識の範囲を超えた要求や言動に対して、担当者が上長に報告・相談する事を奨励しており、事業者は担当者の人権を尊重し、事業を継続する為相談があった場合は組織的に対応します。

附則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月8日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

この規程は、令和8年3月6日から施行する。